

# 研究員 の眼

## 国民の祝日と休日 理科年表の最初に記載されている項目

保険研究部 主任研究員 安井 義浩  
(03)3512-1833 yyasui@nli-research.co.jp

最近、地震・噴火による災害の記録を確認する際などに、理科年表（国立天文台編）にお世話になる機会が多い。今まで気づく機会もなかったのだが、科学に関するありとあらゆる（とは言い過ぎか）データが記載されていて、興味深い。この理科年表、大きな構成としては、暦部、天文部から始まり、以下気象、物理/化学、地学、生物、環境の7つの部からなる。その後付録に、これまでのノーベル賞受賞者・受賞理由の一覧とか、数学公式一覧なども載っている。

さて、その理科年表のトップを飾る話題が、物理の基礎などではなく暦である、ということは、暦というものの底知れない重要性を物語るものか、と思ったら、それもあるが、むしろ天文台が暦を作成していたことが発祥だから、ということのようである。

この暦の部の冒頭は、平成28年版ならば、

「平成28年 西暦2016年（閏年） 平成28年は、年の干支は丙申（ひのえさる）である。」から始まる。そして最初に記載されるのが、「国民の祝日 平成28年 2016」という表なのである。全編通じて科学データ満載の本が、このように文学的あるいは行政的な話で始まるというのも、新鮮に感じる。

ということで、理科年表から拾う話題ということで、今回は、国民の祝日の話である。

国民の祝日は、「国民の祝日に関する法律」で定められている。条文は3条のみで、第一条は法律の主旨である。

自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、または記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第二条に具体的な16の祝日の規定（日にちと主旨）がある。

第三条が「国民の祝日」を休日とすること、そしてあとで述べるが、振替休日等の規定。これで本文はすべてという短い法律である。

それぞれの祝日の主旨は、ほぼ名前の通りであるから省略するが、意外だったのは春分、秋分の日である。このふたつは、名前からだけは想像できないので、紹介しておく。

春分の日・・・自然をたたえ、生物をいつくしむ。

秋分の日・・・祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。

そして、以下が祝日の定めと、2015～2017(予定)の実際の日付・曜日である。

祝日	祝日法の定め	2015	2016	2017
元日	1月1日	1月1日(木)	1月1日(金)	1月1日(日) 1月2日(月) 振替休日
成人の日	1月第2月曜日	1月12日(月)	1月11日(月)	1月9日(月)
建国記念の日	政令で定める日	2月11日(水)	2月11日(木)	2月11日(土)
春分の日	春分日	3月20日(土)	3月20日(日) 3月21日(月) 振替休日	3月20日(月)
昭和の日	4月29日	4月29日(水)	4月29日(金)	4月29日(土)
憲法記念日	5月3日	5月3日(日)	5月3日(火)	5月3日(水)
みどりの日	5月4日	5月4日(月)	5月4日(水)	5月4日(木)
こどもの日	5月5日	5月5日(火) 5月6日(水) 振替休日	5月5日(木)	5月5日(金)
海の日	7月第3月曜日	7月20日(月)	7月18日(月)	7月17日(月)
山の日	8月11日		8月11日(木)	8月11日(金)
敬老の日	9月第3月曜日	9月21日(月) 9月22日(火) 国民の休日	9月19日(月)	9月18日(月)
秋分の日	秋分日	9月23日(水)	9月22日(木)	9月23日(土)
体育の日	10月第2月曜日	10月12日(月)	10月10日(月)	10月9日(月)
文化の日	11月3日	11月3日(火)	11月3日(木)	11月3日(金)
勤労感謝の日	11月23日	11月23日(月)	11月23日(水)	11月23日(木)
天皇誕生日	12月23日	12月23日(水)	12月23日(金)	12月23日(土)

(2017年については予想。まだ理科年表は発行されていない。)

何を祝日とするかということについては、明治時代以降の経緯なども含め、政治が決めることであつたらう。

元日は普通に考えて1月1日で自然だとして、次の成人の日は？2000年より1月第2月曜日と定められている。ご記憶の方も多いただろうが、1月15日に固定されていた時代が長かった。1月15日は年中行事でいうところの「小正月」であり、元服の儀を行う日であつたことが発祥である。

これは歴史的な慣習からきているが、あらためて主旨を考えれば、原理的には「いつでもいい」だろう。というふうに、昔からの習慣等を引き継ぐ形でその日になってはいるが、決め事であるタイプの祝日が多数派である。

それに対し、「春分の日」「秋分の日」は、祝日法上はそれぞれ「春分日」「秋分日」となっており、人の都合ではなく太陽の動きを元にした天文学上の定義（雑な言い方をすれば、昼と夜の長さが同じ日）としているので、日付は年によって違うことがある。日付を動かさないのはさしあたって「元日」「天皇誕生日」だけか？

では「建国記念の日」と「憲法記念日」はどうか。「記念日」と称するからには、やはり動かさないイメージだろう。憲法記念日は、日本国憲法の「施行」日である。創設の過程では「公布」日（11月

3日)のほうがいいという主張もあったようだが、このへんは政治的な話も関わってくる。建国記念のほうはもっと事情が複雑で、ここで軽々しく書くことができない。2月11日は、もともと紀元節という、建国神話に関わる祭日とされていた。その後創設の検討過程において、建国「記念日」ではなく、建国「記念の日」と「の」を入れることによって、歴史的事実としての建国日にこだわらず、一般論として建国を祝うことで、政治的に決着したとのことである(1967年より適用)。いわれてみれば、現在「の」が付く祝日は、日付が変動するか、決め事でどこでもよいもの。付かないものは日付をうごかせないもの、のようにみえる。

さて、日常会話では、「明日は祭日だから云々」というように、「祭日」という言い方もする。これは、現在の祝日法が1948年にできるまでは、その前身の法律(休日ニ関スル件)によって皇室関係の祭日(紀元節、神武天皇祭、春季・秋季皇霊祭など)も休日になると定められており、その名残である。(なお、理科年表にも当時は祝日と祭日が記載されていたらしい。今は祝日のみ記載されている。)

振替休日の規定については、まず祝日法第三条2項にある「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする」に拠る。通常それは翌月曜日となるが、上表で見るとおり、2015年は、5月3日(日)、4日(月)、5日(火)が祝日であり、5月3日の憲法記念日の振替休日が6日(水)となった実例がある。

また、祝日法第三条3項に、「国民の休日」が規定されている。

「その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でない日に限る。)は休日とする。」とあり、これを「国民の休日」と称して祝日とは区別する。これも2015年にその例がある。9月21日(月)が敬老の日、9月23日(水)が秋分の日だったので、あいだの22日は休日となった。(確認はしていないが、次のこうしたケースは2026年9月22日らしい。かなり珍しいことか?)

振替休日、国民の休日の規定は年間の休日数に影響する。

2016年の祝日には土曜日が重ならなかった。来年、2017年には4回も土曜日と重なるようだ。振替休日の規定が、日曜日だけを対象としていることから、土日が休業日の会社等だと、土日以外の休みが4日減るわけである。仕事の休みの日はそれぞれなので、関係ない人には申し訳ないが、影響を受ける方も多いのではないか。(ついでに、1月2日が振替休日とされても、もともとから休みの人が多い?)ちなみに、2016年の土日は104日、土日以外の休みは16日であるのに対し、2017年の土日は105日、土日以外の休みは12日となる。どう感じるだろうか。なお、2017年のゴールデンウィークは3日(水)~7日(日)が5連休となる。

最後は、けしからんことに祝日本来の意義も忘れ、休日の話になってしまったようで、申し訳ない。